

第 247 回 総 会

南部町農業委員会会議録

令和 7 年 12 月 11 日

南部町農業委員会

247回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年12月11日(木) 午後3時5分

2. 閉会年月日 令和7年12月11日(木) 午後3時27分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(16人)

会長	4番 中村文男
会長職務代理	2番 川守田雄一
委員	1番 石塚正義 3番 三浦恵美子
	5番 工藤静夫 6番 夏堀健一
	7番 川門前俊文 8番 石橋薰
	9番 佐々木一雄 10番 赤石敏文
	11番 夏坂元一朗 12番 山田憲幸
	13番 佐々木徳志 14番 黒坂昭彦
	15番 梅内道子 16番 工藤信仁

5. 欠席委員(0人)

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第6号 賃貸借合意解約書の受理について
- 日程第5 報告第7号 使用貸借合意解約書の受理について
- 日程第6 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(再配分)
- 日程第8 議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
- 日程第9 議案第28号 令和8年農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。
中村会長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>10番　赤石 敏文 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
	(全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	<p>ただいまから</p> <p>第247回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長	「あいさつ」
事務局長	<p>出席委員は16名中16名で、委員定数に達しておりますので、第247回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長にお願いいたします。</p>
	(午後3時5分)
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>5番 工藤 静夫 委員</p> <p>6番 夏堀 健一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第6号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>報告第6号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので8件です。</p>

	<p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 9 月 10 日から令和 8 年 9 月 9 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 4 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から令和 10 年 1 月 12 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 4 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和元年 8 月 7 日から令和 11 年 8 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 12 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 13 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 4 番と番号 5 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 10 月 29 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 10 月 30 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 6 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 21 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 22 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 7 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 27 年 7 月 1 日から令和 17 年 6 月 30 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 25 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 26 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 8 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 30 年 6 月 1 日から令和 17 年 6 月 30 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 25 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 26 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第 5 報告第 7 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>報告第 7 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので 7 件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p>

	<p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 5 年 1 月 13 日から令和 8 年 1 月 12 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 4 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 2 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 2 年 6 月 12 日から令和 12 年 6 月 11 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 4 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 3 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 3 年 6 月 10 日から令和 13 年 6 月 9 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 4 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 4 番と番号 5 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年 8 月 7 日から令和 11 年 8 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 12 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 13 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 6 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 2 年 1 月 15 日から令和 8 年 8 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 11 月 12 日、土地の引渡しの時期は令和 7 年 11 月 13 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 7 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和 7 年 10 月 29 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第 6 議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 25 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山道 大 調査員</p>
山道調査員	<p>去る 12 月 1 日、佐々木一雄 農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 25 号について調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働</p>

	<p>人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 3 番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 25 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について再配分」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 26 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるもので、案件は 2 件です。</p> <p>既に農地中間管理機構が借り受けていた農用地を受け手へ再配分するためのものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 9 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,841 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 26 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について再配分」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 27 号について、説明いたします。</p>

	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は8件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号3番の利用目的は畑、期間は1年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号5番の利用目的は樹園地、期間は20年、10a当たりの賃借料は年額9,934円です。</p> <p>番号6番の利用目的は樹園地、期間は20年、10a当たりの賃借料は年額12,046円です。</p> <p>番号7番の利用目的は樹園地、期間は20年、10a当たりの賃借料は年額21,067円です。</p> <p>番号8番の利用目的は樹園地、期間は20年、10a当たりの賃借料は年額31,957円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第27号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p>
佐藤主幹	<p>次に、日程第9 議案第28号「令和8年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第28号について、説明いたします。</p> <p>今年11月に青森県最低賃金の改正が行われ、1時間当たり953円から76円引き上げし、1,029円となりました。</p> <p>本委員会で設定している令和7年の標準額は953円で、青森県最低賃金より76円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和8年の農作業標準賃金の額を改正するものです。</p> <p>令和8年の標準賃金は、人力の部、りんご剪定以外田植え等が7,700円から600円引き上げし8,300円となります。りんご剪定は11,500円から900円引き上げし、12,400円となります。</p> <p>また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が1,200円から90円引き上げし、1,290円となり、りんご剪定が1,790円から140円引き上げし1,930円となりま</p>

	<p>す。</p> <p>機械作業による標準賃金については、水田耕起、畑耕起が 10a 当たり、5,500 円から 500 円引き上げし、6,000 円になります。</p> <p>水田代かき、田植、稲刈脱穀が 10a 当たり、6,000 円から 500 円引き上げし、6,500 円になります。</p> <p>乾燥機が 60 kg 当たり、1,500 円から 500 円引き上げし、2,000 円になります。</p> <p>稲刈コンバインが 10a 当たり 14,500 円から 500 円引き上げし、15,000 円になります。</p> <p>これらの価格については 11 月 13 日に当町、三戸町、田子町の 3 町で価格についての協議が行われ、3 町統一した価格となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 28 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 28 号「令和 8 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第 247 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p>(午後 3 時 27 分)</p> <p>終札を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 12 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員